国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して

原子力規制行政強化に向けての緊急提言〈抄〉

2013年12月３日
党原子力規制ＰＴ

党原子力規制に関するＰＴ（＝プロジェクトチーム、座長・塩崎恭久衆院議員）は12月3日、「原子力規制行政強化に向けての緊急提言―国民と世界からの『信頼と信認』確保を目指して―」を策定し、6日に政府に申し入れた。総字数が1万1000字を超えた同提言、その柱となる第3章「明日の原子力規制行政を目指して」の中から特にポイントとなる箇所を抄録する。

Ⅰ．はじめに（略）

Ⅱ．原子力規制行政への内外からの指摘事項（略）

Ⅲ．明日の原子力規制行政を目指して

1．基本哲学、姿勢の転換、開かれたコミュニケーションに向けて（略）

2．信頼される規制に向けた組織改革に関する提言

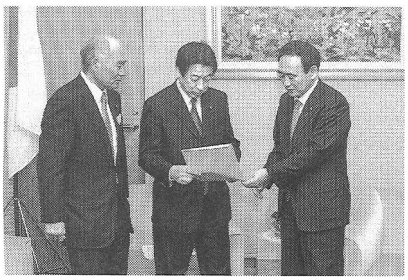

菅義偉官房長官に提言の内容を説明する塩崎恭久ＰＴ座長（中央）

（1）国民に開かれた規制文化の醸成

○原子力規制委員会は法律に基づく強力な規制権限を行使する立場にあることを強く自覚し、その権限行使にあたっては、十分な説明責任を果たすべきである。また、被規制者からの意見、反論に対しても、純粋に科学的な立場から対応していくこと。

○顧問会議を設け、専門知見や豊富な経験に基づき、大所高所から「目付け役」的なアドバイスを行うこととすること。

○役職や担当分野に関わりなく意見を戦わせ、異論を重んじる文化を定着させるとともに、制度的にも職員からの異論提出の手続きを定め、活用するなど「風通しの良い組織」の構築を図ること。

（2）コミュニケーションチャネルの確立

○原子力事業者等を含め、外部との接点を断つ「孤立」に陥るのではなく、多様な関係者とのコミュニケーションを活発に図り、真摯（しんし）に耳を傾け、規制行政の向上に有益な情報を的確に汲み取り、規制技術の向上に励むオープンな文化を醸成すること。

○国会議員との接点も現在は完全に断っており、わずかに国会の委員会等に質疑対応のため唯一人委員長のみが出席しているだけであるが、国民各層の意見を代弁する国会議員、立地地域の地方議員等をはじめ、地方公共団体の首長等とのコミュニケーションに努め、立地地域の考え方や広く国民の期待がどこにあるかを正確に把握できる体制を確立すること。

○その上で、法的に付与された原子力規制委員会の独立性に立脚し、外部の意見に流されることなく、自らの高い識見と規制哲学に則（のっと）った規制行政を遂行すること。

（3）意思決定プロセスの見直し

○規制委員会の意思決定が、特定の委員の専門性に大きく依存することなく、委員全員が参加した合議の形で行われるべきものであることは規制委員会設置法に明記されている。そこで、わが国の原子力規制委員会においても、合議の質を高め、特定委員の属人的な専門知識によって委員会での議論が偏ることを防ぐため、米国ＮＲＣ同様、各委員に少なくとも数人の直属の高度専門サポートスタッフを設けることにより、各委員の情報収集、分析能力強化を図ることを提案する。

○規制委員会にかけられる案件については、委員と事務局職員との間の議論も可能な限り公開ないしは何らかの形で国民に見えるようにすることを原則とすること。

○放射線審議会、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会を早期に設置し、委員会の助言機関としての位置づけを明確にすること。また、これら審査会等の委員等の構成については、わが国原子力関係の専門家の英知を結集させて組織すべきであり、過去の原子力規制基準作りや審査等に携わった経験があるか否かに関わらず委員等を選定し、専門性等のバランスがとれた専門家構成になるよう配慮すること。

○発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行う有識者会合等においても、同様にバランスがとれた人選を心がけること。

○内部監査機関を設置するなど、高い独立性に相応（ふさわ）しい自浄作用と自己改革を実現するための仕組みを構築すること。

○より高度な専門性と規制行政能力を確立するため、現在委嘱している国際アドバイザーの活用を一層図り、意見聴取の機会を増やし、その内容を可能な限り国民とともに共有すること。

○規制委員会の活動について、より国民への丁寧な説明を心がけること。

（4）独自財源の確保

○独自財源の確保は、規制委員会の独立性、独自性を担保するため重要な要件。一般会計予算に加え、事業者からの検査料等の徴収による独自財源を確保し、勘定を区分経理（例えば「原子力規制勘定」や「原子力規制特別会計」）する等の措置を検討すること。

（5）基準策定、規制執行、技術研究の責任関係の明確化

○安全研究や解析は、規制や基準を策定し見直す原動力である。これらを振興し、その成果や学会等の多様な技術分野の新知見を分析し、規制や基準を効果的で効率的なものに不断に見直す責任体制を確立すること。

○福島第一原発事故前に、旧原子力安全委員会が、旧原子力安全・保安院の反対により防災指針を改正できなかったことに象徴されるように、規制の執行部門は、基準の改正などに消極的になる可能性があることから、基準の策定と規制の執行は、部門を明確に分けた上で各々の責任を明確にするとともに、かかる利益相反が起きないようなチェックシステムを作ること。

○平時の技術統括については技術総括審議官が責任を持ち、緊急対応時には緊急事態対策監がオンサイトの責任者となる、との役割分担の明確化が必須。すなわち原子力事故時を除き、規制委員会の技術的事項の取りまとめは官房の技術総括審議官が行い、技術知見の集積を図ること。

○緊急時においては、緊急事態対策監と防災及び放射線防護対策のセクションが一体的連携を確保しうる指揮命令系統とすること。

（6）内外の原子力関係機関との連携強化

○最新の知見・技術の導入や、必要な情報収集、人材育成のため、ＪＡＥＡ等の国内の研究機関のみならずＩＡＥＡ等の国際機関や、外国の原子力規制組織、大学、研究機関等との連携を強化すること。

○規制基準に基づく詳細な規格や、高度な専門的知見を要する事項や安全規制のために必要な研究についてのロードマップの策定などに、学術団体等の組織を有効活用すること。また、規制委員会が行う安全研究の成果や、研究成果の規制への利用などについても、外部組織との間で積極的に議論すること。

（7）外部からの監視

○規制委員会の適切な運営や活動を担保するため、ＩＡＥＡのフォローアップを受け入れるとともに、下記のように、原子力規制委員会に対する外部からの監視を強化すること。

①2007年にＩＡＥＡによってなされたＩＲＲＳ勧告類を再度検証し、その完全履行に向けた必要な施策を行うこと。その際、勧告の履行状況を外部の有識者によってチェック、レビューする体制を構築すること。また、ＩＡＥＡが求めている同ＩＲＲＳのフォローアップを、できるだけ早急に受け入れること。

②また、両院の両特別委員会においては、国会事故調委員会の提言に従い、最新の知見を持って規制委員会を監視できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を早期に設けること。

（8）透明化のための更なる取組みの検討

○フランスでは原子力安全規制情報の透明性向上のため、「原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等委員会」（HCTISN：Haut Comité pour la Transparence et l'Information sur la Sécurité Nucléaire）が存在する。わが国でもこうした諸外国の取組みを模範の一つとし、透明化のための更なる機構的な枠組みについて検討すること。

3．人材強化に関する提言（略）

Ⅳ．最後に（略）